

公益財団法人徳島県建設技術センター競争契約入札心得取扱要領

第1条 徳島県が定める競争契約入札心得(昭和49年10月18日監第375号。以下「県的心得」という。)を準用するものとする。この場合において、「県」とあるのは「公益財団法人徳島県建設技術センター理事長」と、「地方自治法(昭和22年法律第67号)、徳島県契約事務規則(昭和39年徳島県規則第39号。以下「規則」という。)」とあるのは「公益財団法人徳島県建設技術センター契約規程(以下「規程」という。)」と読み替えるものとする。ただし、第6第1項から第3項及び第7は適用しない。また、従前の紙による入札については、入札書及び委任状への記名押印を必要とするものとする。

第2条 県的心得第6中の契約保証に係る規定は、一般競争入札による場合及び規程第16条に基づき理事長が契約保証金の納付を必要とする場合を除いては、適用しない。

2 県的心得第7の前払金及び中間前金払の特約については、理事長が必要があると認め、入札公告又は入札通知により前払金及び中間前金払の特約を周知し、かつ契約締結時に契約の相手方から申し出があったときは、これに応ずるものとし、その額はその都度理事長が定める。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

なお、公益財団法人徳島県建設技術センター競争契約入札心得(平成21年1月15日施行)は、廃止する。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年1月18日から施行する。(徳島県が定める競争契約入札心得の改正に伴うもの)